

「Salesforce アダプター」試用版利用規約

パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社（以下「弊社」といいます）が提供する本製品（第1条に定義。以下同じ）をご利用される前に、本利用規約にご同意いただく必要がございます。本製品をインストール、複製、又は使用することによって、本利用規約の各条項に拘束されることに同意したものとみなします。本利用規約の条項に同意できない場合、本製品を使用することはできません。

第1条 定義

本製品とは「Salesforce アダプター」試用版に含まれるコンピュータ・プログラム及びマニュアルその他関連資料等をいいます。

第2条 非独占的ライセンスの付与

弊社は、本利用規約に同意のうえ、本製品のご利用をお申し込みいただいた法人で、弊社が本製品の利用を承諾した法人（以下「お客様」といいます。）に対し、以下の事項を遵守することを条件として、本製品を使用する非独占的ライセンスを付与いたします。

- 1.お客様は自身の業務処理のために本製品を使用するにあたり必要な評価を行うという目的に限り使用することができます。
- 2.お客様は本製品について譲渡、販売、転貸その他いかなる処分もすることはできません。
- 3.お客様は本製品を1ライセンスあたり1台のコンピュータにインストールし使用することができます。

第3条 知的財産権

- 1.本利用規約で明示的に許諾された範囲を除き、本利用規約はお客様に対して、本製品に関するいかなる権利及び権限も与えるものではありません。本製品に係る全ての知的財産権（著作権等全て）は弊社または弊社がライセンスを受けた第三者が保有しています。
- 2.お客様は、本製品のいかなる部分も、逆アセンブル、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、解析、改変又はその他の方法で変更してはなりません。

第4条 保証の範囲

- 1.本製品は評価を目的としたものであり、弊社は品質及び性能についていかなる保証も行いません。

2.弊社は、如何なる場合においても、お客様が本製品の使用および使用した結果に関して一切の責任を負いません。

第5条 使用期間

1.本製品の使用期間は、ライセンス発行日から30日間とします。

2.30日を過ぎて継続してご使用される場合、利用形態に応じたライセンスを購入していただく必要があります。

第6条 秘密保持

1.本利用規約において「秘密情報」とは、本利用規約または本製品に関連して、お客様が、弊社より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、弊社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、(1)弊社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、(2)弊社から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、お客様の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)お客様が提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなくお客様が単独で開発したもの、(5)弊社から書面により承諾されたものについては、秘密情報として取り扱わないものとします。

2.お客様は、秘密情報を本契約の目的のみに利用するとともに、弊社の書面による承諾なしに第三者に秘密情報を提供、開示し、又は漏洩しないものとします。

3.前項の規定に拘わらず、お客様は、法令又は裁判所若しくは政府機関の命令、要求若しくは要請に基づき、弊社の秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を弊社に通知しなければなりません。

4.お客様は、本利用規約の目的に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製しないものとし、秘密情報の複製物については第2項に従い取り扱うものとします。

5.お客様は、本利用規約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、弊社の指示に従い、秘密情報及び秘密情報を含む書面その他の記録媒体その全ての複製物を返却又は廃棄することとします。

第7条 存続条項

第3条、第4条、第6条、本条および第8条の規定は、使用期間終了後も有効に存続するものとします。但し、第6条については、本利用規約終了後3年間に限り存続するものとします。

第8条 準拠法及び合意

本利用規約の準拠法は日本法とし、本利用規約に関連して生じた紛争については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。